

議案第 1 号

平成30年度富山県一般会計予算

平成30年度富山県の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 548,754,840 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、120,000,000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した給料、職員手当等及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用をする場合と定める。

平成30年2月26日 提 出

富山県知事 石 井 隆 一

第1表 歳入歳出予算

		歳 入	
		(単位 千円)	
款	項	金	額
1 県	税		138,163,000
		1 県 民 税	45,257,000
		2 事 業 税	28,623,000
		3 地 方 消 費 税	30,949,000
		4 不 動 産 取 得 税	2,433,000
		5 県 た ば こ 税	1,078,000
		6 ゴ ル フ 場 利 用 税	287,000
		7 自 動 車 取 得 税	1,678,000
		8 軽 油 引 取 税	10,960,000
		9 自 動 車 税	16,892,000
		10 鉦 区 税	1,000
		11 狩 猟 税	5,000
2 地方消費税清算金			41,654,434
		1 地方消費税清算金	41,654,434
3 地方譲与税			19,718,001
		1 地方法人特別譲与税	17,497,000

	2 地方揮発油譲与税	2,078,000
	3 石油ガス譲与税	105,000
	4 航空機燃料譲与税	38,000
	5 地方道路譲与税	1
4 地方特例交付金		449,000
	1 地方特例交付金	449,000
5 地方交付税		126,900,000
	1 地方交付税	126,900,000
6 交通安全対策 特別交付金		309,000
	1 交通安全対策 特別交付金	309,000
7 分担金及び負担金		3,056,450
	1 分 担 金	447,560
	2 負 担 金	2,608,890
8 使用料及び手数料		9,784,260
	1 使 用 料	7,821,195
	2 手 数 料	1,963,065
9 国庫支出金		54,895,801
	1 国庫負担金	20,587,166
	2 国庫補助金	33,315,959

	3 委 託 金	992,676
10 財 産 収 入		1,700,317
	1 財 産 運 用 収 入	468,359
	2 財 産 売 払 収 入	1,231,958
11 寄 附 金		56,324
	1 寄 附 金	56,324
12 繰 入 金		15,574,897
	1 特 別 会 計 繰 入 金	8,663,332
	2 基 金 繰 入 金	6,911,565
13 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
14 諸 収 入		70,786,855
	1 延 滞 金、加 算 金 料 及 び 過 料	153,777
	2 県 預 金 利 子	2,945
	3 公 営 企 業 貸 付 金 入 元 利 収 入	209,000
	4 貸 付 金 元 利 収 入	55,280,425
	5 受 託 事 業 収 入	566,209
	6 収 益 事 業 収 入	3,050,038
	7 雑 入	11,524,461

15 県	債		65,706,500	
		1 県	債	65,706,500
歳 入		合 計		548,754,840
歳 出				
(単位 千円)				
	款	項	金 額	
1 議 会 費			1,065,694	
		1 議 会 費	1,065,694	
2 総 務 費			22,126,453	
		1 総 務 管 理 費	8,237,473	
		2 企 画 費	5,149,494	
		3 自 然 保 護 費	1,176,290	
		4 徴 税 費	4,627,663	
		5 市 町 村 振 興 費	890,584	
		6 選 挙 費	16,797	
		7 防 災 費	1,390,250	
		8 統 計 調 査 費	373,933	
		9 人 事 委 員 会 費	129,262	
		10 監 査 委 員 費	134,707	
3 民 生 費			50,450,979	

一般会計

	1 社 会 福 祉 費	36,484,126
	2 児 童 福 祉 費	13,603,279
	3 生 活 保 護 費	320,831
	4 災 害 救 助 費	42,743
4 衛 生 費		34,617,392
	1 公 衆 衛 生 費	20,373,008
	2 環 境 衛 生 費	917,013
	3 保 健 所 費	1,564,301
	4 医 務 費	9,371,490
	5 薬 務 費	1,209,278
	6 公 害 防 止 費	1,182,302
5 勞 働 費		2,342,296
	1 勞 政 費	513,300
	2 職 業 訓 練 費	1,344,722
	3 失 業 対 策 費	417,024
	4 勞 働 委 員 会 費	67,250
6 農 林 水 産 業 費		37,093,591
	1 農 業 費	7,991,229
	2 畜 産 業 費	778,697

	3 農 地 費	15,182,590
	4 林 業 費	11,234,580
	5 水 産 業 費	1,906,495
7 商 工 費		55,434,312
	1 商 業 費	49,213,652
	2 工 鉱 業 費	4,012,225
	3 観 光 費	2,208,435
8 土 木 費		58,662,064
	1 土 木 管 理 費	1,018,331
	2 道 路 橋 り ょ う 費	25,776,119
	3 河 川 海 岸 費	15,599,727
	4 港 湾 費	4,832,839
	5 都 市 計 画 費	10,152,291
	6 住 宅 費	1,282,757
9 警 察 費		25,141,248
	1 警 察 管 理 費	24,574,173
	2 警 察 活 動 費	567,075
10 教 育 費		108,926,401
	1 教 育 総 務 費	8,539,549

	2 小 学 校 費	32,912,600
	3 中 学 校 費	18,988,473
	4 高 等 学 校 費	26,359,023
	5 特 別 支 援 学 校 費	9,575,114
	6 大 学 費	7,085,326
	7 社 会 教 育 費	3,401,364
	8 保 健 体 育 費	2,064,952
11 災 害 復 旧 費		5,252,862
	1 農 林 水 産 業 施 設 災 害 復 旧 費	1,458,310
	2 公 共 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	3,794,552
12 公 債 費		91,811,991
	1 公 債 費	91,811,991
13 諸 支 出 金		55,629,557
	1 諸 支 出 金	55,629,557
14 予 備 費		200,000
	1 予 備 費	200,000
歳 出 合 計		548,754,840

第2表 債務負担行為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
富山県議会中継システム事業 (インターネット)	平成31年度から 平成35年度まで	6,575
空港用化学消防車整備事業	平成31年度	225,000
秘書業務労働者派遣費	平成31年度から 平成33年度まで	92,109
富山県庁情報通信網整備事業	平成31年度から 平成35年度まで	445,494
電子自治体システム整備事業	平成31年度から 平成35年度まで	77,496
印刷広報費	平成31年度	2,900
税オンラインシステム整備事業	平成31年度から 平成35年度まで	140,216
富山県美術館管理事業	平成31年度	3,735
富山県福祉施設支援資金貸付事業損失補償 1 相手方 社会福祉法人富山県社会福祉協議会 2 損失補償の対象 貸付事業に係る未収債権であって、当該年度終了後3箇月を経過してもなお回収できなかった額	平成31年度から 平成38年度まで	平成30年度の貸付事業に係る貸付事業費の30%に相当する額の範囲内

一般会計

福祉情報システム管理運営事業	平成31年度から 平成34年度まで	2,016
富山県介護保険指定事業者 管理システム保守管理事業	平成31年度から 平成35年度まで	3,658
富山学園寮舎改築工事	平成31年度	245,341
富山県国際健康プラザ管理 事業	平成31年度から 平成33年度まで	8,284
先天性代謝異常等検査費	平成31年度から 平成37年度まで	71,047
創薬研究開発センター機器 保守管理業務委託	平成31年度から 平成35年度まで	118,290
元気とやま中小ベンチャー 総合支援ファンド事業損失 補償 1 相手方 公益財団法人富山県新世 紀産業機構（以下「機構」 という。） 2 損失補償の対象 元気とやま中小ベンチャ ー総合支援ファンド事業 において、投資債務保証 事業又は融資債務保証事 業につき機構が代位弁済 した額及び直接投資事業 につき機構の損失が発生 した場合の損失額に10分 の7を乗じて得た額の合 計額の範囲内	投資債務保証事業について は 平成30年度から 平成42年度まで 融資債務保証事業について は 平成30年度から 平成39年度まで 直接投資事業については 平成30年度から 平成40年度まで	47,000
中小企業制度融資損失補償 1 相手方 富山県信用保証協会	平成30年度	32,000

<p>2 損失補償の対象 富山県の制度融資（小口事業資金あっせん保証融資資金、経営安定資金連鎖倒産防止枠）について、信用保険に付した保証につき代位弁済した額と保険金受領額との差額</p>		
<p>創業支援資金（創業者枠）及び新事業展開支援資金（経営革新枠）損失補償 1 相手方 富山県信用保証協会 2 損失補償の対象 創業支援資金（創業者枠）及び新事業展開支援資金（経営革新枠）について、信用保険に付した保証につき代位弁済した額と保険金受領額との差額</p>	平成30年度	15,000
<p>経営安定資金企業再生支援枠損失補償 1 相手方 富山県信用保証協会 2 損失補償の対象 経営安定資金企業再生支援枠について、信用保険に付した保証につき代位弁済した額と保険金受領額との差額</p>	平成30年度から平成42年度まで	21,000
<p>緊急経営改善資金損失補償 1 相手方 富山県信用保証協会 2 損失補償の対象 緊急経営改善資金について、信用保険に付した保</p>	平成30年度から平成42年度まで	26,000

証につき代位弁済した額 と保険金受領額との差額		
呉羽ハイツ耐震改修工事事 業費元利償還金補助 相手方 一般財団法人富山勤労総 合福祉センター	平成31年度から 平成45年度まで	元金37,629千円及びその利 子の範囲内
民間委託職業訓練事業	平成31年度から 平成32年度まで	191,144
農業近代化資金利子補給 1 相手方 農業協同組合その他の融 資機関 2 資金の種類 農業近代化資金融通法 (昭和36年法律第 202 号) に基づく資金 3 利子補給の対象となる 貸付金 1,500,000千円以内 4 利子補給期間 20年以内	平成31年度から 平成50年度まで	年 4.2 %以内の利子補給 160,241
農業振興資金利子補給 1 相手方 農業協同組合その他の融 資機関 2 資金の種類 富山県農業振興資金融通 要綱 (平成12年農経第 869号) に基づく資金 3 利子補給の対象となる 貸付金 農業経営安定資金 200,000千円以内 4 利子補給期間 7年以内	平成31年度から 平成37年度まで	年 3.5 %以内の利子補給 6,422

<p>球根優良品種導入資金利子補給</p> <p>1 相手方 農業協同組合その他の融資機関</p> <p>2 資金の種類 富山県球根優良品種導入資金融通要綱（昭和44年農政第1049号）に基づく資金</p> <p>3 利子補給の対象となる貸付金 球根優良品種導入資金 40,000千円以内</p> <p>4 利子補給期間 3年以内</p>	<p>平成31年度から平成33年度まで</p>	<p>年2.0%以内の利子補給 660</p>
<p>農業担い手育成強化資金利子補給</p> <p>1 相手方 市町村</p> <p>2 資金の種類 富山県農業担い手育成強化資金利子補給金交付要綱（平成13年農経第679号）に基づく資金</p> <p>3 利子補給の対象となる貸付金 100,000千円以内</p> <p>4 利子補給期間 7年以内</p>	<p>平成31年度から平成37年度まで</p>	<p>年1.4%以内の利子補給 768</p>
<p>畜産特別資金利子補給</p> <p>1 相手方 農業協同組合その他の融資機関</p> <p>2 資金の種類 経営改善計画に基づき、借入金の償還軽減のため、</p>	<p>平成31年度から平成55年度まで</p>	<p>年0.5%以内の利子補給 2,884</p>

<p>農業協同組合その他の融資機関が畜産経営体に貸し付ける資金</p> <p>3 利子補給の対象となる貸付金 100,000千円以内</p> <p>4 利子補給期間 25年以内</p>		
<p>中山間地域活性化資金利子補給</p> <p>1 相手方 農業協同組合その他の融資機関</p> <p>2 資金の種類 中山間地域の農業を総合的に振興し、地域の活性化を図るため、知事が定める要綱に基づき貸し付ける資金</p> <p>3 利子補給の対象となる貸付金 60,000千円以内</p> <p>4 利子補給期間 25年以内</p>	<p>平成31年度から 平成55年度まで</p>	<p>年 2.5 %以内の利子補給 6,791</p>
<p>農業経営基盤強化資金利子助成補助</p> <p>1 相手方 市町村</p> <p>2 資金の種類 日本政策金融公庫資金</p> <p>3 利子補給の対象となる貸付金 100,000千円以内</p> <p>4 利子補給期間 7年以内</p>	<p>平成31年度から 平成37年度まで</p>	<p>年 0.5 %以内の利子補給 2,166</p>
<p>農業経営負担軽減支援資金</p>	<p>平成31年度から</p>	<p>年 2.5 %以内の利子補給</p>

<p>利子補給</p> <p>1 相手方 農業協同組合その他の融資機関</p> <p>2 資金の種類 農家の既往債務の軽減を図るため、知事が定める要綱に基づき貸し付ける資金</p> <p>3 利子補給の対象となる貸付金 200,000千円以内</p> <p>4 利子補給期間 15年以内</p>	<p>平成45年度まで</p>	<p>21,928</p>
<p>新規就農者特別保証制度損失補償</p> <p>1 相手方 富山県農業信用基金協会（以下「協会」という。）</p> <p>2 損失補償の対象 富山県が協会と締結する損失補償契約の対象となる債務保証につき、協会が代位弁済した額と保険金受領額との差額</p>	<p>平成30年度</p>	<p>1,500</p>
<p>富山県農林水産公社事業資金損失補償</p> <p>1 相手方 公益社団法人全国農地保有合理化協会</p> <p>2 損失補償の対象 公益社団法人全国農地保有合理化協会が富山県農林水産公社に農地中間管理事業農地売買事業資金を貸し付けたことについて損失を受けた場合のその損失</p>	<p>平成30年度から平成39年度まで</p>	<p>元金 108,000 千円及び延滞金並びに違約金相当額</p>

県営農村地域防災減災事業 加納新池地区加納新池堤体 改修工事	平成31年度	494,000
県営農村地域防災減災事業 堤谷地区七郎谷の池堤体改 修工事	平成31年度	216,000
県営農村地域防災減災事業 大菅沼地区大菅沼池堤体改 修工事	平成31年度	140,000
県営農村地域防災減災事業 島山池地区島山池堤体改修 工事	平成31年度	263,000
県営農村地域防災減災事業 野地地区野地溜池堤体改修 工事	平成31年度から 平成32年度まで	810,000
富山県農林水産公社事業資 金損失補償 1 相手方 (株)日本政策金融公庫(以 下「公庫」という。) 2 損失補償の対象 公庫が富山県農林水産公 社(以下「公社」という。) に造林資金761,610千円 を貸し付けたことについ て損失を受けた場合のそ の損失	公庫が、公社に資金を貸し 付けたときから当該貸付金 の最終償還期限到来後10箇 月の期間が満了し、公庫が 補償の履行日として指定す る日まで	貸付金の最終償還期限到来 後10箇月の期間満了の日 (以下「損失確定日」とい う。)において、公庫が弁 済を受けていない元金 761,610千円、その利子 (遅延利息を含む。)及び 損失確定日の翌日から補償 履行日まで年11%の割合に よる利子の範囲内
富山県農林水産公社事業資 金損失補償 1 相手方 北陸銀行その他の金融機 関 2 損失補償の対象	平成30年度から 平成40年度まで	元金57,983千円及びその利 子の範囲内

<p>北陸銀行その他の金融機関が富山県農林水産公社に造林資金57,983千円を貸し付けたことについて損失を受けた場合のその損失</p>		
<p>富山県農林水産公社事業資金損失補償</p> <p>1 相手方 北陸銀行その他の金融機関</p> <p>2 損失補償の対象 北陸銀行その他の金融機関が富山県農林水産公社に造林資金2,836,045千円を貸し付けたことについて損失を受けた場合のその損失</p>	<p>平成30年度から平成31年度まで</p>	<p>元金2,836,045千円及びその利子の範囲内</p>
<p>漁業近代化資金利子補給</p> <p>1 相手方 富山県信用漁業協同組合連合会その他の融資機関</p> <p>2 資金の種類 漁業近代化資金融通法(昭和44年法律第52号)富山県漁業近代化資金制度実施要綱に基づく資金</p> <p>3 利子補給の対象となる貸付金 400,000千円以内</p> <p>4 利子補給期間 20年以内</p>	<p>平成31年度から平成51年度まで</p>	<p>年1.35%以内の利子補給 45,136</p>
<p>漁業近代化資金損失補償</p> <p>1 相手方 富山県漁業信用基金協会</p> <p>2 損失補償の対象</p>	<p>平成30年度</p>	<p>1,000千円の範囲内において代位弁済したとき知事が認めた額</p>

<p>中小漁業融資保証法（昭和27年法律第346号）に基づき債務保証したものにつき代位弁済した額</p>		
<p>漁業経営安定等資金利子補給</p> <p>1 相手方 富山県信用漁業協同組合連合会その他の融資機関</p> <p>2 資金の種類 漁業経営の維持安定等を図るため、中小漁業者等に貸し付ける資金</p> <p>3 利子補給の対象となる貸付金 600,000千円以内</p> <p>4 利子補給期間 15年以内</p>	<p>平成31年度から平成46年度まで</p>	<p>年1.35%以内の利子補給 34,890</p>
<p>漁獲管理情報システム機器整備事業</p>	<p>平成31年度から平成35年度まで</p>	<p>2,938</p>
<p>電子納品推進事業</p>	<p>平成31年度から平成35年度まで</p>	<p>875</p>
<p>富山県道路公社事業資金債務保証</p> <p>1 相手方 北陸銀行その他の金融機関</p> <p>2 債務保証の対象 富山県道路公社が能越自動車道有料道路事業運転資金に充てる借入金に係る債務</p>	<p>平成30年度から平成40年度まで</p>	<p>元金1,100,000千円及びその利子相当額</p>
<p>富山県道路公社の能越自動車道有料道路事業変更に係</p>	<p>平成30年度から平成54年度まで</p>	<p>能越自動車道有料道路事業の料金徴収期間満了時に当</p>

<p>る債務保証</p> <p>1 相手方 北陸銀行その他の金融機関</p> <p>2 債務保証の対象 能越自動車道有料道路事業の料金徴収期間満了時に当該事業の収支不足が生じた場合において、富山県道路公社の当該事業に関して残存する債務</p>		<p>該事業の収支不足が生じた場合において、富山県道路公社の当該事業に関して残存する債務額</p>
<p>主要地方道入善朝日線あいの風とやま鉄道線第4北陸街道踏切拡幅委託工事</p>	平成31年度	180,000
<p>一般県道戸出高岡線あいの風とやま鉄道線第2戸出街道踏切拡幅委託工事</p>	平成31年度	180,000
<p>一般国道304号高宮バイパス用地取得及び物件移転補償</p>	平成31年度	149,400
<p>県民公園太閤山ランドプール広場塗装工事</p>	平成31年度	20,000
<p>県立学校情報教育設備整備事業</p>	平成31年度から平成35年度まで	197,835
<p>I C T教育推進事業</p>	平成31年度から平成35年度まで	109,722
<p>交通安全施設管理器材整備事業</p>	平成31年度から平成36年度まで	20,051
<p>警察装備品整備事業</p>	平成31年度から平成36年度まで	3,221

遺失物管理器材整備事業	平成31年度から 平成36年度まで	61,521
警察総合情報管理システム 整備事業	平成31年度から 平成36年度まで	466,194
刑事警察器材整備事業	平成31年度から 平成35年度まで	17,413
運転免許証追記装置整備事 業	平成31年度から 平成36年度まで	18,648
運転免許運営器材整備事業	平成31年度から 平成36年度まで	3,771
地域防犯設備効果体感事業	平成31年度から 平成35年度まで	6,212
サイバー犯罪対策器材整備 事業	平成31年度から 平成33年度まで	1,558
犯罪鑑識機材整備事業	平成31年度から 平成37年度まで	2,717

第3表 地方債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
県有施設整備費	5,407,000	普通貸借 又は 証券発行	5.0以内 % (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入れの年から据置期間を含め50年以内に元利均等、元金均等又は満期一括で償還する。ただし、財政の都合により繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えることができるものとする。なお、借入先の融通条件があるときは、これに従うことができる。
緊急防災・減災費	242,500			
並行在来線費	894,000			
老人福祉施設整備費	84,000			
公共等補助費	12,232,700			
県単独農林水産業施設整備事業費	10,000			
直轄事業費金	9,794,100			
公園整備事業費	324,000			
公営住宅建設費	55,000			
合併推進事業費	1,571,200			
地方道整備費	3,680,000			
自然災害防止費	339,000			
警察施設整備費	211,000			
高等学校整備費	72,000			
臨時高等学校整備事業費	681,000			
特別支援学校建設事業費	32,000			

地 域 活 性 化 費	298,000			
施 設 整 備 補 助 費	206,000			
補 助 直 轄 災 害 費	1,912,000			
単 独 災 害 復 旧 費	61,000			
行 政 改 革 推 進 費	1,000,000			
退 職 手 当 債	1,200,000			
臨 時 財 政 対 策 債	25,400,000			
計	65,706,500			

議案第 2 号

平成30年度富山県物品調達等管理特別会計予算

平成30年度富山県の物品調達等管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,106,566千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、3,000千円と定める。

平成30年2月26日 提 出

富山県知事 石 井 隆 一

第1表 歳入歳出予算

歳 入			(単位 千円)
款	項	金	額
1 繰越金			367,953
	1 繰越金		367,953
2 諸収入			738,613
	1 雑入		738,613
歳入合計			1,106,566
歳 出			(単位 千円)
款	項	金	額
1 総務費			1,106,566
	1 総務管理費		1,106,566
歳出合計			1,106,566

議案第 3 号

平成30年度富山県公債管理特別会計予算

平成30年度富山県の公債管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ199,492,567千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

平成30年2月26日 提 出

富山県知事 石 井 隆 一

第1表 歳入歳出予算

歳 入			(単位 千円)
款	項	金	額
1 繰 入 金			107,741,567
	1 一般会計繰入金		91,752,709
	2 基金繰入金		15,988,858
2 県 債			91,751,000
	1 県 債		91,751,000
歳 入 合 計			199,492,567
歳 出			(単位 千円)
款	項	金	額
1 公 債 費			199,492,567
	1 公 債 費		199,492,567
歳 出 合 計			199,492,567

第2表 地方債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
借換債	91,751,000	普通貸借 又は 証券発行	5.0以内 [%]	借入れの年から据置期間を含め50年以内に元利均等、元金均等又は満期一括で償還する。ただし、財政の都合により繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えることができるものとする。なお、借入先の融通条件があるときは、これに従うことができる。

議案第 4 号

平成30年度富山県収入証紙特別会計予算

平成30年度富山県の収入証紙特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 4,062,300 千円と定める。

- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成30年 2月26日 提 出

富山県知事 石 井 隆 一

第1表 歳入歳出予算

歳 入			(単位 千円)
款	項	金	額
1 証 紙 収 入			4,062,299
	1 証 紙 収 入		4,062,299
2 繰 越 金			1
	1 繰 越 金		1
歳 入 合 計			4,062,300
歳 出			(単位 千円)
款	項	金	額
1 繰 出 金			4,062,300
	1 他 会 計 繰 出 金		4,062,300
歳 出 合 計			4,062,300

議案第 5 号

平成30年度富山県母子父子寡婦福祉資金 特別会計予算

平成30年度富山県の母子父子寡婦福祉資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ96,457千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、40,000千円と定める。

平成30年2月26日 提 出

富山県知事 石 井 隆 一

第1表 歳入歳出予算

歳 入			(単位 千円)
款	項	金	額
1 繰 入 金			10,879
	1 一般会計繰入金		10,879
2 繰 越 金			4,625
	1 繰 越 金		4,625
3 諸 収 入			59,716
	1 県預金利子		35
	2 貸付金元利収入		59,441
	3 雑 入		240
4 県 債			21,237
	1 県 債		21,237
歳 入 合 計			96,457
歳 出			(単位 千円)
款	項	金	額
1 民 生 費			96,457
	1 児童福祉費		96,457
歳 出 合 計			96,457

母子父子寡婦福祉資金特別会計

第2表 地方債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
母子父子寡婦 福祉資金	21,237	普通貸借	無利子	母子及び父子並びに寡婦福祉法第37条第2項、第4項又は第6項に定める方法による。

議案第 6 号

平成30年度富山県中小企業活性化資金特別会計予算

平成30年度富山県の中小企業活性化資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,833,203千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,300,000千円と定める。

平成30年2月26日 提 出

富山県知事 石 井 隆 一

第1表 歳入歳出予算

歳 入			(単位 千円)
款	項	金	額
1 繰越金			96,539
	1 繰越金		96,539
2 諸収入			3,416,664
	1 県預金利子		259
	2 貸付金元利収入		3,414,905
	3 雑収入		1,500
3 県債			320,000
	1 県債		320,000
歳入合計			3,833,203
歳 出			(単位 千円)
款	項	金	額
1 商工費			3,833,203
	1 工鉦業費		3,833,203
歳出合計			3,833,203

第2表 地方債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
中小企業 高度化資金	320,000	普通貸借 又は 証券発行	5.0以内 %	借入れの年から据置期間を含め30年以内に元利均等、元金均等又は満期一括で償還する。ただし、財政の都合により繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えることができるものとする。なお、借入先の融通条件があるときは、これに従うことができる。

議案第 7 号

平成30年度富山県就農支援資金特別会計予算

平成30年度富山県の就農支援資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ58,131千円と定める。

- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成30年 2月26日 提 出

富山県知事 石 井 隆 一

第1表 歳入歳出予算

歳 入			(単位 千円)
款	項	金	額
1 繰 入 金			343
	1 一般会計繰入金		343
2 繰 越 金			41,274
	1 繰 越 金		41,274
3 諸 収 入			16,514
	1 県 預 金 利 子		10
	2 貸付金元利収入		16,504
歳 入 合 計			58,131
歳 出			(単位 千円)
款	項	金	額
1 農 林 水 産 業 費			58,131
	1 農林金融対策費		58,131
歳 出 合 計			58,131

議案第 8 号

平成30年度富山県沿岸漁業改善資金特別会計予算

平成30年度富山県の沿岸漁業改善資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ71,105千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成30年2月26日 提 出

富山県知事 石 井 隆 一

第1表 歳入歳出予算

歳 入			(単位 千円)
款	項	金	額
1 繰 入 金			1,105
	1 一般会計繰入金		1,105
2 繰 越 金			23,943
	1 繰 越 金		23,943
3 諸 収 入			46,057
	1 県預金利子		1
	2 貸付金元利収入		46,055
	3 雑 入		1
歳 入 合 計			71,105
歳 出			(単位 千円)
款	項	金	額
1 農 林 水 産 業 費			71,105
	1 水 産 業 費		71,105
歳 出 合 計			71,105

議案第 9 号

平成30年度富山県林業振興・有峰森林特別会計予算

平成30年度富山県の林業振興・有峰森林特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 299,346 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、65,000 千円と定める。

平成30年 2月26日 提 出

富山県知事 石 井 隆 一

第1表 歳入歳出予算

歳 入		(単位 千円)
款	項	金 額
1 分担金及び負担金		29,023
	1 負 担 金	29,023
2 使用料及び手数料		90,001
	1 使 用 料	90,001
3 財 産 収 入		1
	1 財 産 売 払 収 入	1
4 繰 入 金		46,653
	1 一 般 会 計 繰 入 金	46,653
5 繰 越 金		28,903
	1 繰 越 金	28,903
6 諸 収 入		104,765
	1 県 預 金 利 子	49
	2 貸 付 金 元 利 収 入	41,304
	3 雑 収 入	63,412
歳 入 合 計		299,346

歳 出			(単位 千円)
款	項	金	額
1 農 林 水 産 業 費			299,346
	1 林 業 費		299,346
歳 出 合 計			299,346

議案第 10 号

平成30年度富山県奨学資金特別会計予算

平成30年度富山県の奨学資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 192,195 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5,000 千円と定める。

平成30年 2月26日 提 出

富山県知事 石 井 隆 一

第1表 歳入歳出予算

歳 入			(単位 千円)
款	項	金	額
1 繰 入 金			5,714
	1 一般会計繰入金		5,714
2 繰 越 金			33,433
	1 繰 越 金		33,433
3 諸 収 入			153,048
	1 貸付金元利収入		149,255
	2 雑 入		3,793
歳 入 合 計			192,195
歳 出			(単位 千円)
款	項	金	額
1 教 育 費			192,195
	1 教育総務費		192,195
歳 出 合 計			192,195

議案第 11 号

平成30年度富山県公共用地先行取得事業 特別会計予算

平成30年度富山県の公共用地先行取得事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,006,350千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2,500,000千円と定める。

平成30年2月26日 提 出

富山県知事 石 井 隆 一

第1表 歳入歳出予算

歳 入			(単位 千円)
款	項	金	額
1 財 産 収 入			489,349
	1 財 産 運 用 収 入		7,235
	2 財 産 売 払 収 入		482,114
2 繰 越 金			17,001
	1 繰 越 金		17,001
3 県 債			2,500,000
	1 県 債		2,500,000
歳 入 合 計			3,006,350
歳 出			(単位 千円)
款	項	金	額
1 総 務 費			7,235
	1 総 務 管 理 費		7,235
2 土 木 費			2,999,115
	1 土 木 管 理 費		272,115
	2 県単独公共用地先行取得事業費		2,722,000
	3 予 備 費		5,000

公共用地先行取得事業特別会計

歳 出 合 計	3,006,350

第2表 債務負担行為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
県単独公共用地特別先行取得事業費	平成31年度から 平成32年度まで	300,000

第3表 地方債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共用地 先行取得事業費	2,500,000	普通貸借 又は 証券発行	5.0以内 %	借入れの年から据置期間を含め30年以内に元利均等、元金均等又は満期一括で償還する。ただし、財政の都合により繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えることができるものとする。なお、借入先の融通条件があるときは、これに従うことができる。

議案第 12 号

平成30年度富山県「元富山県営水力電気並鉄道事業」 資金特別会計予算

平成30年度富山県の「元富山県営水力電気並鉄道事業」資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7,300,600千円と定める。

- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成30年2月26日 提 出

富山県知事 石 井 隆 一

第1表 歳入歳出予算

歳 入			(単位 千円)
款	項	金	額
1 財 産 収 入			52,685
	1 財 産 運 用 収 入		52,685
2 繰 越 金			7,247,846
	1 繰 越 金		7,247,846
3 諸 収 入			69
	1 県 預 金 利 子		69
歳 入 合 計			7,300,600
歳 出			(単位 千円)
款	項	金	額
1 総 務 費			7,300,600
	1 総 務 管 理 費		7,300,600
歳 出 合 計			7,300,600

議案第 13 号

平成30年度富山県国民健康保険特別会計予算

平成30年度富山県の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ84,036,584千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、18,000,000千円と定める。

平成30年2月26日 提 出

富山県知事 石 井 隆 一

第1表 歳入歳出予算

		歳 入	(単位 千円)
款	項	金	額
1 分担金及び負担金			24,102,087
	1 負 担 金		24,102,087
2 国 庫 支 出 金			20,826,393
	1 国 庫 負 担 金		14,989,015
	2 国 庫 補 助 金		5,837,378
3 療養給付費等交付金			456,635
	1 療養給付費等交付金		456,635
4 前期高齢者交付金			33,713,274
	1 前期高齢者交付金		33,713,274
5 共同事業交付金			48,004
	1 共同事業交付金		48,004
6 財 産 収 入			1,413
	1 財 産 運 用 収 入		1,413
7 繰 入 金			4,888,778
	1 一 般 会 計 繰 入 金		4,733,084
	2 基 金 繰 入 金		155,694

歳 入 合 計		84,036,584
歳 出		(単位 千円)
款	項	金 額
1 総 務 費		5,193
	1 総 務 管 理 費	4,246
	2 運 営 協 議 会 費	947
2 保 険 給 付 費 等 交 付 金		69,078,953
	1 保 険 給 付 費 等 交 付 金	69,078,953
3 後 期 高 齢 者 支 援 金 等		11,153,141
	1 後 期 高 齢 者 支 援 金 等	11,153,141
4 前 期 高 齢 者 納 付 金 等		38,583
	1 前 期 高 齢 者 納 付 金 等	38,583
5 介 護 納 付 金		3,498,835
	1 介 護 納 付 金	3,498,835
6 病 床 転 換 支 援 金 等		71
	1 病 床 転 換 支 援 金 等	71
7 共 同 事 業 拠 出 金		48,085
	1 共 同 事 業 拠 出 金	48,085
8 基 金 積 立 金		213,723

	1 基金積立金	213,723
歳出合計		84,036,584

議案第 14 号

平成30年度富山県港湾施設特別会計予算

平成30年度富山県の港湾施設特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,922,861千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,000,000千円と定める。

平成30年2月26日 提 出

富山県知事 石 井 隆 一

第1表 歳入歳出予算

歳 入			(単位 千円)
款	項	金	額
1 使用料及び手数料			386,466
	1 使 用 料		386,466
2 繰 入 金			751,393
	1 一 般 会 計 繰 入 金		751,393
3 繰 越 金			1
	1 繰 越 金		1
4 諸 収 入			1
	1 雑 入		1
5 県 債			785,000
	1 県 債		785,000
歳 入 合 計			1,922,861
歳 出			(単位 千円)
款	項	金	額
1 土 木 費			1,922,861
	1 港 湾 費		1,922,861
歳 出 合 計			1,922,861

第2表 地方債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
伏木富山港ふ頭 用地造成事業費	262,000	普通貸借 又は 証券発行	5.0以内 [%] (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入れの年から据置期間を含め40年以内に元利均等、元金均等又は満期一括で償還する。ただし、財政の都合により繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えることができるものとする。なお、借入先の融通条件があるときは、これに従うことができる。
荷役機械建設費	53,000			
借換債	470,000			
計	785,000			

議案第 15 号

平成30年度富山県工業用地等管理特別会計予算

平成30年度富山県の工業用地等管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ78,698千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000千円と定める。

平成30年2月26日 提 出

富山県知事 石 井 隆 一

第1表 歳入歳出予算

歳 入			(単位 千円)
款	項	金	額
1 使用料及び手数料			52,989
	1 使 用 料		52,989
2 財 産 収 入			25,393
	1 財 産 運 用 収 入		22,963
	2 財 産 売 払 収 入		2,430
3 繰 越 金			3
	1 繰 越 金		3
4 諸 収 入			313
	1 県 預 金 利 子		1
	2 雑 入		312
歳 入 合 計			78,698
歳 出			(単位 千円)
款	項	金	額
1 臨海工業用地造成事業費			27,278
	1 臨海工業用地造成事業費		27,278
2 太閤山住宅団地造成事業費			2,429

工業用地等管理特別会計

	1 太閤山住宅団地造成事業費	2,429
3 ふ頭用地造成事業費		48,991
	1 ふ頭用地造成事業費	48,991
歳 出 合 計		78,698

議案第 16 号

平成30年度富山県流域下水道事業特別会計予算

平成30年度富山県の流域下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6,954,413千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2,000,000千円と定める。

平成30年2月26日 提 出

富山県知事 石 井 隆 一

第1表 歳入歳出予算

歳 入		(単位 千円)
款	項	金 額
1 分担金及び負担金		3,259,869
	1 負 担 金	3,259,869
2 国 庫 支 出 金		1,737,300
	1 国 庫 補 助 金	1,737,300
3 繰 入 金		1,081,446
	1 一 般 会 計 繰 入 金	1,081,446
4 繰 越 金		80,137
	1 繰 越 金	80,137
5 諸 収 入		155,761
	1 受 託 事 業 収 入	145,761
	2 雑 収 入	10,000
6 県 債		639,900
	1 県 債	639,900
歳 入 合 計		6,954,413

歳 出			(単位 千円)
款	項	金	額
1 流域下水道事業費			6,954,413
	1 流域下水道建設費		4,343,857
	2 流域下水道管理費		2,600,556
	3 予備費		10,000
歳 出 合 計			6,954,413

第2表 地方債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
流域下水道事業費	639,900	普通貸借 又は 証券発行	5.0以内 % (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入れの年から据置期間を含め40年以内に元利均等、元金均等又は満期一括で償還する。ただし、財政の都合により繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えることができるものとする。なお、借入先の融通条件があるときは、これに従うことができる。

議案第 17 号

平成30年度富山県病院事業会計予算

(総則)

第1条 平成30年度富山県病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1 富山県立中央病院

(1) 事業量

(ア) 病床数	733床
一般病床	665床
結核病床	16床
感染症病床	2床
精神病床	50床

(イ) 患者数

入院患者	年間	227,500人	1日平均	623人
外来患者	年間	360,000人	1日平均	1,475人

(2) 主要な建設改良事業

外来駐車場用地取得・新規造成事業	381,971千円
劣化改修事業	198,774千円
屋根付き障害者用駐車場等新設事業	37,172千円
医療器械整備	342,497千円

2 富山県リハビリテーション病院・こども支援センター

(1) 事業量

(ア) 病床数	232床
一般病床	232床

(イ) 患者数

入院患者	年間	73,000人	1日平均	200人
外来患者	年間	78,080人	1日平均	320人

(2) 主要な建設改良事業

飲食・交流スペース整備事業	78,086千円
---------------	----------

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 病院事業収益		27,561,641千円
第1項 医業収益		24,287,654千円
第2項 医業外収益		3,273,986千円
第3項 特別利益		1千円
	支	出
第1款 病院事業費用		27,937,525千円
第1項 医業費用		27,173,739千円
第2項 医業外費用		403,285千円
第3項 特別損失		360,001千円
第4項 予備費		500千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,833,822千円は、過年度分損益勘定留保資金1,833,822千円で補てんするものとする。）。

	収	入
第1款 資本的収入		1,236,331千円
第1項 企業債		539,000千円
第2項 補助金		452,946千円
第3項 出資金		242,384千円
第4項 固定資産売却代金		1千円
第5項 資本剰余金		2,000千円
	支	出
第1款 資本的支出		3,070,153千円
第1項 建設改良費		1,200,187千円
第2項 企業債償還金		1,869,466千円
第3項 予備費		500千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと

定める。

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
富山県立中央病院医事業務等委託	平成31年度から平成32年度まで	741,000
富山県立中央病院ESC O実施費	平成31年度から平成37年度まで	199,101
富山県立中央病院放射線治療計画用CT撮影装置保守業務委託	平成31年度から平成36年度まで	67,000

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
富山県立中央病院劣化改修事業費	198,000	普通貸借 又は 証券発行	5.0以内%	借入れの年から据置期間を含め30年以内に元利均等、元金均等又は満期一括で償還する。ただし、財政の都合により繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えることができるものとする。なお、借入先の融通条件があるときは、これに従うことができる。
富山県立中央病院非常用発電機 同期運転工事費	36,000			
富山県立中央病院屋根付き障害者 駐車場等新設費	35,000			
富山県立中央病院医療器械 整備事業費	161,000			
富山県リハビリテーション病院・こども 支援センター 飲食・交流スペース 整備事業費	78,000			

富山県リハビリテーション病院・こども支援センター 医療器械整備事業費	31,000		
計	539,000		

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、1,475,442千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 11,544,792千円

(2) 交際費 300千円

(他会計からの補助金)

第9条 営業助成のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、2,501,307千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、5,138,944千円と定める。

(重要な資産の取得)

第11条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

	種類	名称	数量
1 取得する資産	医療器械	手術業務支援システム	1
	医療器械	放射線治療計画用CT撮影装置	1

平成30年2月26日 提出

富山県知事 石井 隆一

平成30年度富山県電気事業会計予算

(総則)

第 1 条 平成30年度富山県電気事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | | | |
|---------------|------------|-----|-----------|
| (1) 年間販売電力量 | 493,816MWh | | |
| (2) 主要な建設改良事業 | 地熱資源開発調査事業 | 事業費 | 165,000千円 |
| | 固定資産改良事業 | 事業費 | 792,753千円 |

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第 1 款 事業収益		4,847,162千円
第 1 項 営業収益		4,702,793千円
第 2 項 財務収益		2,996千円
第 3 項 営業外収益		141,353千円
第 4 項 特別利益		20千円
	支	出
第 1 款 事業費		4,212,794千円
第 1 項 営業費用		3,959,824千円
第 2 項 財務費用		60,381千円
第 3 項 営業外費用		187,569千円
第 4 項 特別損失		20千円
第 5 項 予備費		5,000千円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 274,963 千円は、当年度分損益勘定留保資金 274,963 千円で補てんするものとする。）。

	収	入
第 1 款 資本的収入		1,235,408千円

第1項 補助金	126,243千円
第2項 投資及び貸付金償還金	1,109,145千円
第3項 受託工事収入	10千円
第4項 雑入	10千円

支 出

第1款 資本的支出	1,510,371千円
第1項 建設改良費	957,753千円
第2項 受託工事費	10千円
第3項 企業債償還金	523,608千円
第4項 その他補助金返還金	25,000千円
第5項 予備費	4,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
主要変圧器等更新工事費	平成31年度	110,862
発電所機器更新工事費	平成31年度	249,480
電力線搬送装置更新工事費	平成31年度	65,232
発電所機器修繕工事費	平成31年度	260,712

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、2,500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、営業外費用に計上した消費税及び地方消費税に係る予定額に不足を生じた場合における営業費用からの流用をする場合と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- | | |
|-----------|-----------|
| (1) 職員給与費 | 630,263千円 |
| (2) 交際費 | 190千円 |

平成30年2月26日 提 出

富山県知事 石 井 隆 一

平成30年度富山県水道事業会計予算

(総則)

第 1 条 平成30年度富山県水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年間総給水量	39,009,740 ^m ₃		
(2) 主要な建設改良事業	西部水道用水供給事業	事業費	568,882千円
	東部水道用水供給事業	事業費	47,417千円
	固定資産改良事業	事業費	325,377千円

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第 1 款 事業収益	1,934,878千円
第 1 項 営業収益	1,819,683千円
第 2 項 営業外収益	115,175千円
第 3 項 特別利益	20千円

支 出

第 1 款 事業費	1,745,670千円
第 1 項 営業費用	1,643,721千円
第 2 項 営業外費用	101,429千円
第 3 項 特別損失	20千円
第 4 項 予備費	500千円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額904,567千円は、当年度分損益勘定留保資金636,267千円、過年度分損益勘定留保資金 268,300 千円で補てんするものとする。）。

収 入

第 1 款 資本的収入	602,316千円
第 1 項 企業債	538,000千円

第2項 長期借入金	48,306千円
第3項 出資金	16,000千円
第4項 雑入	10千円

支 出

第1款 資本的支出	1,506,883千円
第1項 建設改良費	941,676千円
第2項 企業債償還金	563,054千円
第3項 他会計補助金返還金	2,153千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
和田川浄水場受変電設備 更新工事費	平成31年度	101,700

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
西部水道用水費 供給事業費	486,000	普通貸借 又は 証券発行	5.0以内 % (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の利 率)	借入れの年から据置期 間を含め40年以内に元 利均等、元金均等又は 満期一括で償還する。 ただし、財政の都合に より繰上償還し、償還 年限を短縮し、又は低 利債に借り換えること ができるものとする。 なお、借入先の融通条 件があるときは、これ に従うことができる。
東部水道用水費 供給事業費	52,000			
計	538,000			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、1,400,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、営業外費用に計上した消費税及び地方消費税に係る予定額に不足を生じた場合における営業費用からの流用をする場合と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 251,549千円

(2) 交際費 55千円

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、70,000千円と定める。

平成30年2月26日 提 出

富山県知事 石 井 隆 一

議案第 20 号

平成30年度富山県工業用水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成30年度富山県工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | | |
|---------------|-------------------------|-----------------|
| (1) 年間総給水量 | 78,585,595 ^m | |
| (2) 主要な建設改良事業 | | |
| 西部工業用水道建設事業 | | 事業費 1,022,237千円 |
| 利賀川工業用水道建設事業 | | 事業費 21,226千円 |
| 固定資産改良事業 | | 事業費 295,882千円 |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 事業収益		2,270,912千円
第1項 営業収益		2,103,741千円
第2項 営業外収益		167,151千円
第3項 特別利益		20千円
	支	出
第1款 事業費		1,818,845千円
第1項 営業費用		1,760,834千円
第2項 営業外費用		57,491千円
第3項 特別損失		20千円
第4項 予備費		500千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,441,347千円は、当年度分損益勘定留保資金706,597千円、過年度分損益勘定留保資金734,750千円で補てんするものとする。）。

	収	入
第1款 資本的収入		515,208千円

第1項 企業債	485,000千円
第2項 長期借入金	10,525千円
第3項 補助金	4,500千円
第4項 受託工事収入	14,183千円
第5項 工事負担金	1,000千円

支 出

第1款 資本的支出	1,956,555千円
第1項 建設改良費	1,339,345千円
第2項 受託工事費	14,183千円
第3項 企業債償還金	331,327千円
第4項 他会計借入金償還金	271,700千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
和田川浄水場受変電設備更新工事費	平成31年度	101,700
西部工業用水道事業伏木万葉ふ頭線配水管布設工事委託	平成31年度から平成32年度まで	250,000

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
西部工業用水道建設事業費	327,000	普通貸借 又は 証券発行	5.0以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り	借入れの年から据置期間を含め40年以内に元利均等、元金均等又は満期一括で償還する。
固定資産改良費	158,000			

計	485,000	入れる資金 について、 利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の利 率)	ただし、財政の都合に より繰上償還し、償還 年限を短縮し、又は低 利債に借り換えること ができるものとする。 なお、借入先の融通条 件があるときは、これ に従うことができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、1,500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、営業外費用に計上した消費税及び地方消費税に係る予定額に不足を生じた場合における営業費用からの流用をする場合と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 102,786千円

(2) 交際費 55千円

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、74,000千円と定める。

平成30年2月26日 提 出

富山県知事 石 井 隆 一

議案第 21 号

平成30年度富山県地域開発事業会計予算

(総則)

第1条 平成30年度富山県地域開発事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 駐車場年間総駐車台数 90,885台

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 事業収益	73,464千円
第1項 営業収益	71,579千円
第2項 営業外収益	1,865千円
第3項 特別利益	20千円

支 出

第1款 事業費	50,612千円
第1項 営業費用	45,043千円
第2項 営業外費用	5,049千円
第3項 特別損失	20千円
第4項 予備費	500千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額49,497千円は、当年度分損益勘定留保資金18,773千円、過年度分損益勘定留保資金30,724千円で補てんするものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入	10千円
第1項 雑入	10千円

支 出

第1款 資本的支出	49,507千円
第1項 建設改良費	6,507千円

第2項 他会計借入金償還金

43,000千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、営業外費用に計上した消費税及び地方消費税に係る予定額に不足を生じた場合における営業費用からの流用をする場合と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 7,320千円

平成30年2月26日 提 出

富山県知事 石 井 隆 一